

# 交流ひろば・ワークステーション 利用案内

北九州市立文学館では、地域の文芸活動支援のため、交流ひろば・ワークステーションの貸し出しをしています。

## 交流ひろば

文芸活動の発表会、ミニイベント、講座、講演会または文芸の振興に関わる書籍、雑誌、書画、写真等の展示にご利用いただけます。

（貸出料は無料です。  
最大100席（テーブル利用の場合  
は36席）まで配置できます。）

## ワークステーション

文学文芸に関する集会、合評会、読書会、ボランティアの活動（読み聞かせ、絵本や紙芝居の作成などのワークショップ）にご利用いただけます。

（貸出料は無料です。  
可動壁を使って5～20名の部屋をつ  
くることができます。）

### ■対象

北九州市及び北九州近郊を活動の拠点とし、文芸活動を行う団体  
（個展は利用できません。企業等の営利事業に関する利用はできません。）

### ■利用について

#### ◆利用期間・休館日

- 1企画につき火曜日から翌週休館日の前日まで  
（半日から最大6日間まで（月曜祝日の場合は、水曜日から翌週休館日の前日まで））  
文学館が共催又は後援を行う事業については、別に定めることがあります。
- 文学館の休館日  
（月曜日（月曜祝日の場合は火曜）、12月29日～翌年1月3日、臨時休館日）

#### ◆利用時間

- 利用日の午前9時30分から利用準備ができます。
- 展示の場合、開館時間内は必ず開場してください（撤収、搬出のための閉場は可）。
- 撤収、搬出は、閉館1時間前までをお願いします。

#### ◆利用手続き

- 受付方法 先着順で受付
- 受付期間 利用日の6か月前から
- 受付時間 施設の休館日以外の午前9時30分から午後5時まで

※利用される前（備品等が必要な場合は少なくとも1か月前まで）に、打ち合わせが必要となります。別途連絡いたします。

### ◆ 駐車場・エレベーターについて

- ・搬入、搬出時は中央図書館駐車場を利用してください。周辺の路上に駐停車は絶対にしないで下さい。
- ・駐車場は荷物の積み下ろしのみのご利用となります。搬入、搬出作業後は車の移動をお願いします。
- ・搬入困難なものは、文学館用荷捌き場、エレベーターをご利用いただけます。  
※駐車場、エレベーターは、交流ひろば専用でないため、文学館のスケジュールによってはご利用いただけない場合があります。
- ・駐車場、エレベーターのご利用は、事前の申し込みが必要です。

### ◆ 催しものインフォメーション

交流ひろばの催しの案内を館内掲示板に掲示することができます（使用日の1か月前から）

### ◆ 利用料金

会場及び備品の貸し出しに係る経費については無料とします。ただし、利用に際して搬出入、装飾にかかる経費は利用者の負担とします（貸し出し備品を紛失等した場合は実費を弁償していただきます。）。

### ◆ 遵守事項

- ・壁、柱に釘打ちをしないこと（押しピン可。粘着力の最も弱い両面テープ可。）。
- ・火気（ろうそく、オイルランプなど）は使用しないこと。
- ・来館者の通行の妨げになるものを設置しないこと。
- ・館内で飲食をしないこと（長時間にわたる会議などの場合、責任者の管理の下、会場内のみで可とする場合があります）。
- ・騒音の出るものを設置しないこと。
- ・その他の詳細については、施設管理者の指示に従うこと。

### ◆ 備品・展示物等の管理

利用期間中は利用者が常駐し、備品・展示物など会場の管理を行ってください。（紛失、盗難、破損にあったとき、市はその賠償の責を負いません。）。

## 使用許可について

### ■ 許可の基準

申請が次の事項に該当するときは、許可しないものとします。

- ・展示物などが、公序良俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・申請者が、販売を主目的として展示、又は展示するおそれがあるとき。
- ・入場料を徴収するとき。
- ・その他の施設管理又は運営に支障をきたすおそれのあるとき。

### ■ 許可の取消し等

使用者が次の事項に該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、または許可の条件を変更するものとします。この場合、使用者は北九州市に損失を求めないものとします。

- ・この規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、またはこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。
- ・許可の条件に違反したとき。
- ・虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ・暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用
- ・その他の施設管理または運営に支障をきたすおそれのあるとき。